



認定特定非営利活動法人に「特定非営利活動法人長野県NPOセンター」を認定しました

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づき、下記のとおり認定しました。

1 認定した特定非営利活動法人

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 特定非営利活動法人長野県NPOセンター |
| (2) 代表者 | 代表理事 亀垣 嘉明 |
| (3) 所在地 | 長野市大字高田 1029 番地 1 |
| (4) 事業内容 | 市民活動および協働促進のための支援拠点の運営
若者の社会・地域活動への参画促進事業
災害支援事業 など |

2 認定について

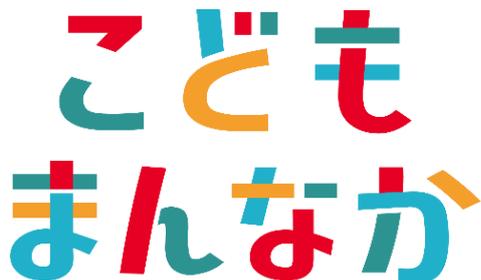
- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 認定年月日 | 令和6年11月7日 |
| (2) 認定期間 | 5年間(令和6年11月7日から令和11年11月6日まで) |

3 寄附金に係る措置

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 個人寄附 | 所得税個人県民税は寄附金控除の対象
市町村民税は各市町村税条例による |
| (2) 相続、遺贈寄附 | 相続税は非課税 |
| (3) 法人寄附 | 法人税の損金算入限度額の拡大 |

※認定NPO法人制度は、寄附金に係る税制上の優遇措置を通じて、NPO法人の活動を支援する制度です。広く市民からの支援を受けていること、運営組織及び経理が適切であること等の基準を満たした法人を知事が認定します。

長野県内に主たる事務所を置く認定NPO法人は、「長野県NPOセンター」を含めて18法人です。



みんなでつくろう!こども・子育てに優しい信州

(問合せ先)

担当 企画振興部 広報・共創推進課
対話・共創推進係 湯原、宮本、原
電話 026-235-7189 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2864
FAX 026-235-7258
E-mail kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp